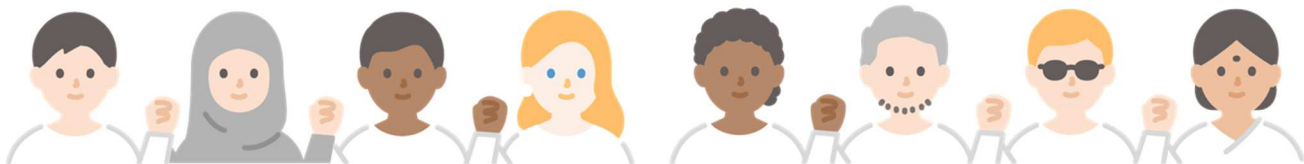


【重点支援】 外国人材受入支援事業補助金

労働力が不足している影響を踏まえ、
売上向上を目指して市内事業者が行う
外国人材の受入に係る経費一部を補助します。



項目	内容
補助対象者	市内に本社又は主たる事業所を有する事業者
補助対象経費	技能実習又は特定技能制度※により受入れた外国人材に係る以下の経費。 ①企業が監理団体又は登録支援機関へ支払う初期費用や毎月発生する監理費等 ②企業が負担する対象従業員の家賃 ※【技能実習】 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第1及び第2に掲げる職種に従事する者 ※【特定技能】 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令で規定する分野に従事する者
補助金額	対象経費の3分の2 対象従業員1人あたり20万円を上限
採択基準等	<ul style="list-style-type: none">1 企業あたり外国人材3人を上限とし、1人につき1回の申請に限る。2 新たに受け入れた外国人材を対象とし、1年以内に離職した場合は補助金の返還を求めます。



項目	内 容
補助金の申請方法	<p><u>令和8年4月1日以降に受け入れた外国人材について、次のものを十日町市産業政策課へ提出してください。</u></p> <p>●補助金交付申請書（様式第1号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業計画書（別紙1） 2) 監理団体又は登録支援機関との契約書の写し 3) 雇用契約等の雇用を証明する書類 4) 補助対象経費算出根拠資料（初期費用及び監理費積算資料、対象従業員が居住する賃物件の賃貸借契約書の写し等） 5) 直近の納税証明書
事業の完了報告	<p>事業が完了したら、次のものを十日町市産業政策課へ提出してください。</p> <p>●補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実績報告書（別紙2） 2) 初期費用を負担したことを証する書類（領収書等） 3) 監理団体又は登録支援機関への毎月の監理費を負担したことを証する書類（領収書等） 4) 対象従業員が居住する賃物件の毎月の賃貸料を負担したことを証する書類（領収書等） 5) 事業所別被保険者台帳等の対象従業員が対象経費支出期間内に中小企業等に在籍していることが確認できる書類
留意事項	<p>他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とします。他の補助機関では、複数の団体からの補助金併用を不可と定めている場合がありますのでご注意ください。</p>

【お知らせ】

9月末までに申請額が補助金予算額に達した場合は、申請受付を一旦中止させていただきます、10月以降、予算の調整ができ次第申請を再開します。ご了承ください。

【お問合せ先】

十日町市役所 産業政策課

電話：025-757-3139

Mail：t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp



補助金ページへ